

【新型コロナウイルス感染症対策事業】

# 中小企業者等経営応援給付金

雫石町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じている中小企業者及び個人事業主の経営の継続と雇用維持を図るため、給付金を支給します。

## 対象者

雫石町内に事業所(本店または主たる事務所)を有し、各種小売業、飲食店、道路旅客運送業、生活関連等サービス業(対象業種は裏面記載)などを営む中小企業者・個人事業主で、次の要件をすべて満たす方

- ・岩手県地域企業経営支援金(令和3年度予算事業)の支給を受けていない者、受ける見込みのない者
- ・令和3年4月から12月までのいずれか1か月の売上が前々年同期比(令和元年)と比較し、**30%以上減少**している者
- ・新型コロナウイルス感染症拡大以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある者
- ・申請日において、破産手続開始、再生手続開始または更正手続開始の申立てがされていない者
- ・国及び法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人でない者
- ・宗教上の組織又は政治団体ではない者
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係をもっていない者

## 申請期間

令和3年12月1日～令和4年2月28日

## 申請方法

雫石町役場観光商工課窓口(平日8時30分～17時15分)へ持参又は郵送

## 給付額

1事業者 一律10万円

申請に必要な書類及び注意事項は裏面をご確認ください。  
提出書類の様式、記入例は、町のホームページに掲載しております。

### 【問合せ・申請先】

〒020-0595 雫石町千刈田5番地1 雫石町役場 観光商工課  
電話 019-692-6497 E-mail : kankou@town.shizukuishi.iwate.jp

## 申請時の 必要書類

- ・雫石町中小企業者経営応援給付金支給申請書(様式第1号)
- ・雫石町中小企業者等経営応援給付金誓約書・同意書(様式第2号)
- ・令和3年該当月の売上を証明する書類(売上台帳、帳簿、預金明細等)
- ・令和元年同月の売上を証明する書類(法人事業概況説明書、青色申告書又は白色申告書の収支内訳書等収入がわかる書類)
- ・雫石町中小企業者経営応援給付金支給請求書(様式第3号)
- ・運転免許証またはマイナンバーカードの写し(個人事業主のみ)
- ・振込通帳の写し

### <申請時の注意事項>

- ▽ 本給付金の申請を行おうとする場合には、対象者に該当するか確認するとともに、岩手県地域企業経営支援金(令和3年度予算事業)の支給要件に該当していないか事前確認を行ってください。岩手県地域企業経営支援金の支給要件に該当している場合は本給付金の対象外となります。
- ▽ 様式第2号の誓約書・同意書の該当欄にチェックを記入ください。記入ができない場合は本給付金の申請ができません。

### <対象業種>

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる業種が対象となります。

産業分類 中分類番号(参考)	業種
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
73	広告業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
82	その他の教育、学習支援業
92	その他の事業サービス業
95	その他のサービス業